

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定粉じん発生施設の構造等に関する計画変更命令、計画の廃止命令
概要	特定粉じん発生施設の設置等の届出があつた場合、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、特定粉じん発生施設の構造等の計画変更又は設置計画の廃止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第18条の8
処分基準	大気汚染防止法第18条の6第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	